

特集2

知っておきたい投資トラブル
—4つの典型例を通じて—

五反 章裕 Gotan Akihiro
弁護士

東京弁護士会所属。あおい法律事務所。東京弁護士会消費者問題特別委員会（金融商品取引部会部会長、副委員長を歴任）

はじめに

昨今の経済状況の不安定さ、先行きの不透明さなどを要因として、幅広い年代の人々が将来に対する不安を抱えており、それに呼応するように投資への関心が高まっています。

一方で、悪質な「もうけ話」による投資被害にあうケースが後を絶ちません。ここでは近時横行している、また、伝統的に存在し続ける、4つの典型的な事例を検討し、悪質な投資被害にあわないためには、どのように考えればよいのか、どのような点に気をつければよいのかを検討していきたいと思います。

未公開株（劇場型詐欺）商法

（1）典型的な事例

ある日、Aさんのもとに会社案内と社債購入申込書が送られてきました。後日、今度は、証券会社の従業員を名乗る者から電話があり、「その会社は有望で配当も高いし、社債の価値が上がることは間違いない」「Aさんが買ってくれたら、我々が5倍の値段で買い取るので代わりに買ってくれませんか」などと社債を購入するように求められました。Aさんは信用して社債を購入することにし、翌日、お金を取りにA宅までやってきた男に現金を手渡しました。後日、Aさんが約束どおり社債を買い取ってもらおうと思い連絡をしましたが、電話は通じず、買い取りも実現しませんでした。

（2）問題点、留意点について

悪質な利殖商法の代名詞であり、現在のさまざまな派生的商法を生み出す源となってきたの

は、未公開株商法です。未公開株商法とは、非上場株式を上場間近であるなどとして客観的価値から著しく乖離する高い価格で売りつける商法です。売りつけられるものは、社債（外国社債券）、外国通貨、リゾート会員権、海外不動産、暗号資産（仮想通貨）など、それらしい体裁が整えば何でもありという様相を呈しています。前述の例にある「社債」や後述する「社員権」も近時被害の多い典型的な商品です。

利殖商法が「違法である」といえる根拠は、客観的価値が著しく乏しいものを、あたかも価値のあるものとして、また、今後その価値がよりいっそう上がるものとして販売するところにあります。元本を保証しながら毎月3%の配当を出し続けるといった、およそ経済合理性に反する（経済常識に照らしてあり得ない）ことを、あたかも実現可能であるとして勧誘する場合も同様といえるでしょう。

そして、利殖商法の違法性を判断するに当たって重要なのは、この「客観的価値が著しく乏しい」「経済合理性に反する」という事実は、基本的には推定されるべき事柄であって、仮にそうでないというのであれば、それは事業者の側が反証するべきであるという視点です。

この点については、東京地裁平成19年11月30日判決（「判例時報」1999号142ページ）は、（業者の側で）本件未公開株の販売価格が正当なものであったことを積極的に立証しない限り、本件取引当時における本件未公開株の正当な価格は、もともとその代金額を大きく下回るものであり、その販売価格は、顧客がそれを正当な価格であると誤信することを前提とした詐欺商法

によるものであったことが推認される、と判示しており、参考となるでしょう。

これを踏まえると、まずはどのような商品や取引を通じて、どのような利益を生み出すと告げられたのかといったことを確認することが前提となります。そのうえで、それが経済常識や一般的な常識に照らして、およそ成り立たないと考えられるような内容であった場合には、基本的には違法な利殖商法であったとして対応することよく、それが本当に成り立たないという証拠があるのかといったことまで確認する必要は、必ずしもありません。

(1)の事例に即していえば、「その会社は有望で配当も高いし、社債の価値が上がることは間違いない」という勧誘が行われている時点で、違法な利殖商法であると判断して、出資をしない(断る)ようにすることが肝要です。

特殊詐欺(非対面型投資詐欺)

(1) 典型的な事例

近時、SNSからLINEに誘導する投資詐欺の被害が社会問題化しています。

具体的には、SNSに流れてきた広告に興味を持ち接触すると、LINEに誘われて、「投資の先生」などから指示されるというかたちで投資を行うものが多数です。実在する有名人が登場すると称するものもありますが詐称しているだけで、実在する人物が当該詐欺に関与しているわけではありません。振込先口座は個人、法人の双方がありますがコロコロと変えさせるのが通例です。以前は、「ロマンス詐欺」といい、異性への好意を利用するものが多い傾向にありましたが、近時は、当初から「もうけ話」として誘引されるものが多くなっています。

(2) 問題点、留意点について

同類型は、被害にあってしまうと解決が極めて難しいと言わざるを得ません。打つ手が極めて限られていて、捜査機関の捜査によらなければ、いかんともしい難い場合がほとんどですが、捜

査機関は同事案の捜査には消極的です。

違法であることは明白ですが、そうであるがゆえに、実行者達は、自身へ追及の手が及ばないように、個人の特定が行われないツールを多用して違法行為を実行しています。それゆえ、違法行為の実行者の特定が困難であり、被害にあうと被害回復は困難を極めます。

なお、この種の事件では、そのほとんどで連絡ツールとしてLINEが使われます。LINE側は、違法行為を行った者の個人情報の照会に対して、応じる姿勢を示すようになっていますが、それも極めて限定的な場合です。おそらく同詐欺の実行者達は、それを知っており、あえてLINEに誘導しているものと思われます。

とすると、この種の案件は被害にあわないことが何よりも重要です。「SNSに流れてきた広告に興味を持ち、接触するとLINEに誘導される。そこで“投資の先生”に指南を受け……」といった投資話は絶対に信じてはならず、詐欺だと判断し、近づいてはいけません。

仮に詐欺の被害にあった場合、解決に向けて、現時点で唯一有効と考えられるのが、捜査機関や弁護士等を通じて行う送金先口座の凍結です。もし口座に金銭が残っていれば解決の糸口をつかめる可能性があります。

その場合、次の手続を踏むことが重要です。①捜査機関や弁護士等を通じて行う送金先口座の凍結を依頼し、金融機関に対して口座残高を確認かめる ②金融機関が回答をしてくれて、口座残高があることが判明した場合には、早急に法的手続を検討する(仮差押え、訴訟提起等) ③金融機関が回答をしてくれず、口座残高が分からない場合、預金保険機構のウェブサイト^{*1}で口座が凍結されていないかを確認する ④③を通じて判明しない場合でも、弁護士会照会等を通じて口座残高を確認し、口座残高があることが判明した場合には、早急に前述した法的手続を検討する。

もし被害にあってしまった場合には、このような手段を適切・迅速に行うことが肝要です。

^{*1} 預金保険機構「振り込め詐欺救済法に基づく公告」<https://furikomesagi.dic.go.jp/>

ファンド商法(FX等の投資や事業へ出資をうたい資金を集める商法)

(1) 典型的な事例

投資家を名乗る者のブログで紹介されていた、「過去一度も元本を毀損^{きそん}したことがない」「毎月3%の配当が安定的に出ている」という投資案件がありました。そこには、自身が投資を行ってみた結果として、自身の通帳の画像が添付されており、実際に安定的に配当が振り込まれていました。ブログの開設者に連絡を取ると、合同会社〇〇を紹介され、契約の形態は、社員権の購入というかたちをとるということを言われました。

出資後は、報告されるウェブサイト上の取引結果では順調に利益が出ており、出金申請をすれば出金できていましたが、ある日突然、出金申請に対して、「保留中」「不受理」といって会社は出金申請に応じなくなりました。

(2) 問題点、留意点について

前述で指摘したとおり、「過去一度も元本を毀損したことがない」「毎月3%の配当が安定的に出ている」というような、経済常識や一般的な常識に照らして、およそ成り立たないと考えられる場合、基本的には違法な利殖商法であるとして対応することでよく、本当に成り立たないという証拠があるのかといったことまで確認する必要はありません。

この点については、東京高裁平成26年7月11日判決(「判例時報」2240号62ページ)が参考になります。FX(外国為替証拠金取引)の自動売買運用ソフトを利用して恒常的な配当を出すことをうたったファンドの勧誘の違法性が問題となった事案で、同裁判例は、本件商品は、FXの自動売買運用ソフトを利用するというもので、長年の実績があるものではなく、一般になじみがなく得体の知れないものであり、運用益が月3%ないし5%になるということ自体、経済合理性に反するもので、大きな危険を伴うことを示す徴表であり、疑念を抱いてしかるべきものであって、そのような商品への出資するように

勧誘し、出資契約締結に向けて媒介行為を行って第三者を危険のある本件FX取引へ巻き込もうとする場合、第三者保護のために必要な調査を行い、安全を確認すべき注意義務を負う、としています。

また、この場合、契約の形態によって(事例でいえば社員権購入のかたち)、違法性の判断が影響を受けることはありません。

なお、これらファンド商法では、マルチ商法に似ている勧誘態様が採られる事案が散見され、この場合、爆発的に被害が拡大する傾向にあります。そして、この商法を第三者に紹介した者(以下、紹介者)は、紹介の対価として紹介料を受領していますが、自身も出資をしており、全体では大きな損失を被っているという場合があります。この場合、紹介者は、首謀者との関係では被害者の側面もあるかもしれませんが、被紹介者との関係では加害者となる可能性は十分にあります。前掲の東京高裁平成26年7月11日判決は、紹介者の注意義務について判示し、その責任を認めた裁判例でもあります。

このようなファンド商法を紹介料欲しさに第三者に紹介をすると、自身の責任を問われる可能性がありますので、思いとどまる必要があります。何より、自身がこのようなファンド商法に近づかないということが肝要です。

暗号資産(仮想通貨)を利用した商法

(1) 典型的な事例

Bさんは、インターネット上で、「仮想通貨への出資」を宣伝している事業者のウェブサイトを見つけました。そこには「ビットコインのマイニング事業」「仮想通貨のICO事業」を手掛けており、同業者へ出資をすれば毎月5%の配当が得られると書かれていました。支払方法はビットコインが指定されていました。

Bさんは、事業の内容は最新の話ばかりでよく分かりませんでした。仮想通貨で大きな利益を得ている人が多くいるということは聞いたことがあったため、500万円相当のビットコイ

ンを指定されたウォレットに送金しました。しかし、その後、一度も配当が支払われることはなく、事業者との連絡も途絶えました。

(2) 問題点、留意点について

近時、ビットコインの価格高騰などにより仮想通貨に対する社会的関心が高まっており、仮想通貨の話題性に便乗した投資話への勧誘が散見されます。その場合、「マイニング」「ICO」といった仮想通貨にまつわるキーワードとともに語られます。とすると、仮想通貨を利用した投資話の真偽を判断するには、仮想通貨という技術のしくみのある程度理解していることが必要になってきます。

事例に即していえば、仮想通貨を支えるシステムには、最初にnonce(ブロックの構成要素)を発見した人に報酬(ビットコイン)が与えられるしくみがあり、これはマイニングと呼ばれています。また、トークンと呼ばれる電子証票を発行して、法定通貨や仮想通貨の投資調達を行う行為をICOといいます。よって、マイニングやICOという行為やしくみ自体は実在し、それら自体は架空の話ではありません。しかし、そのようなものへ出資をする事業を、(1)で問題となる事業者が、実際に行っていたのかは別問題で、本件ではそれが問題となります。

マイニングは、現実問題として、国内の事業者が行うことは困難な事業であり、それで大きな利益を上げるということを前提とする投資話は虚偽である可能性が高いでしょう。

また、ICOは、新規株式公開(IPO)^{*2}以上のリスクがありますので、株式公開同様の高騰イメージで消費者のリスクを無視した出資に利用される危険が大きいといえます。

以上のとおり、仮想通貨をめぐる問題は、その商法の問題点や投資話の真偽を判断するために、仮想通貨のしくみや法的規制の概要を大まかに理解しておくことが必要となります。それ

を踏まえたうえで、事業の実態を確認することが難しい場合や、単に話題となっている仮想通貨が利用されているだけと考えられる場合には、近づかないことが何よりも肝要です。

なお、資金決済に関する法律(資金決済法)上、暗号資産を取り扱う事業者は登録が必要とされています(資金決済法63条の2)。暗号資産交換業者及び取り扱う暗号資産のリストは、金融庁のウェブサイト^{*3}で確認できますので、取引を行おうとする事業者が、登録を受けているかの確認は重要です。もっとも、登録があることが取引の適法性を示すわけではないため、その点は十分に留意が必要です。

さらに、仮想通貨に関連する事項としては、近時、NFT(Non-Fungible Token:非代替性トークン)という新しい技術が登場しています。NFTは、コピーが容易なデジタルデータに対し、デジタルデータに唯一無二な資産的価値を付与することを可能とする技術で、新たな売買市場を生み出す技術として注目を浴びています。新たな技術は大きな利益を生み出すとして喧伝^{けんでん}されることが多く、詐欺被害の名目にされる可能性が十分にあります。新しい技術の登場には十分に注意を払い続ける必要があります。

最後に 「貯蓄から投資へ」への警鐘

冒頭でも述べたとおり、昨今、将来への不安から投資への関心が高まっており、社会全体でも、「貯蓄から投資へ」ということが語られています。しかしながら、悪質な投資被害は、そのような社会情勢や社会の雰囲気と無関係であるとはいえません。そのような^{こうかん}巷間に流布する言葉に踊らされて投資に前のめりになるのではなく、一度冷静になって、語られている投資話の内容を考えてみるのが大切です。

「うまい話には裏がある」という基本的な発想は、忘れないようにしてほしいと思います。

^{*2} 企業が自社の株式を証券取引所に新たに上場し、不特定多数の一般投資家が自由に売買できるようにすること。初値が公開価格を大きく上回ることがあるが、必ずしも値上がり益を得られるわけではなく、リスクもある

^{*3} 金融庁「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」<https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>